

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件名 長崎空港管制塔庁舎IFR室その他空気調和設備工事

開札年月日 平成30年10月23、24、25日（落札決定日平成30年10月25日）

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥49,896,000 -

落札者 株式会社菱熱

予定価格 ￥49,917,600 -

積算額 ￥49,917,600 - 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥46,220,000 -

調査基準価格 ￥44,917,200 - 調査基準価格の100/108 ￥41,590,000 -

基準評価値 216.356

第19回見積 成立

入札参加者	評価点 (満点122点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
株式会社菱熱	-	57,900,000	-	-	54,000,000	-	-	
空研工業株式会社	-	74,800,000	-	-	辞退	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。 上記内容について相違ないことを証明する。

※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。） 平成30年10月25日

※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

契約担当官等

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

支出負担行為担当官 大阪航空局長 川勝 弘彦

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）「見積徴取の経過」

件 名 長崎空港管制塔庁舎IFR室その他空気調和設備工事

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点122点)	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			第5回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
株式会社菱熱	-	53,000,000	-	-	52,000,000	-	-	51,900,000	-	-	51,800,000	-	-	51,700,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点122点)	第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			第9回見積徴取			第10回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
株式会社菱熱	-	51,600,000	-	-	51,500,000	-	-	51,400,000	-	-	51,300,000	-	-	51,200,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点122点)	第11回見積徴取			第12回見積徴取			第13回見積徴取			第14回見積徴取			第15回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
株式会社菱熱	-	51,100,000	-	-	49,000,000	-	-	47,800,000	-	-	46,800,000	-	-	46,600,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評価点 (満点122点)	第16回見積徴取			第17回見積徴取			第18回見積徴取			第19回見積徴取			第20回見積徴取			摘要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
株式会社菱熱	109.0	46,500,000	-	-	46,400,000	-	-	46,300,000	-	-	46,200,000	235.930	○				成立

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。